よくある質問 (FAQ)

福島県からのお願い

G-MISユーザアカウント発行等に際し、多くの機関様から**県宛てのお問合せが集中し、ご回答までお時間を要する** おそれがございます。

大変恐れ入りますが、県宛てお問合せいただく前に、<u>県HPでの掲載資料やよくある質問(本ファイル)</u>等を必ず ご確認いただき、なおご不明点がある場合に原則メールによりお問合せくださいますよう御協力をお願いいたします。

<県HP>

■G-MISユーザアカウントについて
 ■医療機能情報提供制度の全国移行について
 ■令和5年度医療機能情報報告について
 ■G-MIS各種操作マニュアルについて
 https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045c/iryoukinou-gmis.html
 https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045c/iryoukinou-teikihoukoku.html
 https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045c/iryoukinou-gmis-manual.html

◆お問合せ先

福島県地域医療課(医療機能情報提供制度担当)

メールアドレス <u>iryou@pref.fukushima.lg.jp</u> 電話番号 024-521-7221

※メール件名に「医療機能情報提供制度」と入力いただき、本文に医療機関名、所在地、代表電話番号、担当者氏名、お問合せ内容を記入願います。

よくある質問(FAQ) 目次

- 2 G-MISの動作環境・利用条件等に関する事項・・・・・・<u>P3</u>
- 3 G-MISユーザアカウントの発行申請に関する事項 ・・・・<u>P 4</u>

1

医療機能情報提供制度に関する事項

No.	質問	
1	医療機能情報提供制度とは何か。	医療法に基づき、病院、診療所、歯科診療所及び助産所に対して、医療を受ける者が医療機関等の選択を適切に行うために 必要な情報(医療機能情報)について、都道府県への報告を義務付け、都道府県がその情報を分かりやすく提供・公表する 制度です。
		これまでは各都道府県において個別システムにより実施していましたが、医療機能情報の報告機能を全国一律でG-MISに集 約し(令和6年1月~)、G-MISに報告された情報は、全国の医療機関・薬局情報が検索できるウェブサイト「医療情報 ネット」上で公表されることとなります(令和6年4月~)。
2	G-MIS(じーみす)とは何か。	医療機関等情報支援システム(G-MIS) : Gathering Medical Information System 全国の医療機関等から、病院の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器(人工呼吸器等)や 医療資材(マスクや防護服等)の確保状況等を一元的に把握・支援するシステムのこと。システム管理者は厚生労働省。
3	定期報告とは何か。	医療機能情報提供制度に基づき、病院、診療所、歯科診療所及び助産所が、年に一度、医療機能情報について都道府県 知事への報告を行うもの。 福島県では、これまでの運用として、例年、1月から3月にかけて紙の調査票を郵送し、「ふくしま医療情報ネット」にオンライン報 告いただくか、紙調査票に変更事項等を記入の上、ご返送いただいていました。 令和5年度定期報告以降の運用については次のとおりです。 ・実施時期:1月から3月(これまでと概ね同時期) ・通知方法:G-MISユーザアカウント発行済み機関(紙調査票による報告を希望する機関を除く。)に対しては、定期報 告のご案内をメールでお送りします。それ以外の機関に対しては、これまで同様、紙調査票を郵送します。 ・実施方法:G-MISによりオンライン報告いただきます。紙調査票による報告の場合は、返送された紙調査票の内容を県 がG-MISに代理入力します。
4	随時報告とは何か。	定期報告以外のタイミングで、報告情報に変更があった場合に、病院、診療所、歯科診療所及び助産所が随時都道府県知 事への報告を行うもの。
5	新規報告とは何か。	新規に開設された病院、診療所、歯科診療所及び助産所(=令和5年5月末時点の「ふくしま医療情報ネット」未登録機 関)が、医療機能情報について都道府県知事への報告を行うもの。

2 G-MISの動作環境・利用条件等に関する事項

No.	質問	
1	インターネット環境がない。	医療機能情報提供制度では、インターネット環境を持たない機関(オンライン報告を希望しない機関)からは紙の調査票によ る報告を受け付けていますが、各機関における報告業務の負担軽減等を踏まえ、 G-MISによるオンライン報告を推奨 していま す。 インターネット環境が整備されましたら、G-MIS新規ユーザ登録申請を行っていただきますようお願いします。
2	メールアドレスを持っていない。	G-MISを利用するにはユーザアカウントが必要ですが、 ユーザアカウントの発行に当たってはメールアドレスの登録が必須 となっ ています。 メールアドレス取得後、G-MIS新規ユーザ登録申請を行っていただきますようお願いします。
3	携帯電話での新規ユーザ登録申請は可能か。	 新規ユーザ登録申請は、スマートフォンやタブレットでも実施可能です。 動作環境の詳細については「G-MIS操作マニュアル_新規ユーザ登録申請」の「3-1.動作環境」をご確認ください。 ★G-MIS各種操作マニュアル掲載場所 https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045c/iryoukinou-gmis-manual.html ※ただし、スマートフォンやタブレットで「PC向けサイト」を表示した場合、医療機能情報提供制度の報告画面は動作保証環境ではないため、何らかのエラーが発生する場合がありますので、動作保証環境のPCブラウザをご利用くださいますようお願いします。
4	所在地の全角入力や、電話番号の半角入力 のやり方が分からない。	一般的なパソコン操作方法(全角/半角の切り替え方法等)につきましては、パソコン本体に添付されるマニュアルや、パソコン 購入元のホームページからダウンロードするWebマニュアル等によりご確認ください。

よくある質問 (FAQ)

-	-
1	2
	-

G-MISユーザアカウントの発行申請に関する事項

No.	質問	
1	【申請前】令和5年6月末までにユーザアカウント 発行申請するよう福島県から依頼されていたが、 間に合わなかった。発行希望だがどうすればよい か。	令和5年11月13日(月)から新規ユーザ登録申請機能が利用可能となっていますので、申請をお願いします。 ▶新規ユーザ登録申請画面URL <u>https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form</u> ※ 申請前に下記県HPを必ず御確認ください 。申請マニュアル等を掲載しています。 <u>https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045c/iryoukinou-gmis.html#shinseimiryou</u>
2	【申請前】新規開設機関のユーザアカウント発 行申請はいつ・どのように実施すればよいか。	同上(No.1回答参照)
3	【申請前】既存のG-MISユーザアカウントがある 場合、令和5年6月末までに発行申請していな くても、既存アカウントに医療機能情報の報告 権限が付与されるケースがあると聞いたが、既 存アカウントに医療機能情報の報告権限が付 与されたかどうかはどのようにして分かるのか。	 ●医療機能情報の報告権限が付与されている場合は、既存(発行済み)アカウントのユーザ名(ログインID)でG-MISにログイン後、ホーム画面の「医療機能情報提供制度」ボタンを押下すると、医療機能情報提供制度ホーム画面に遷移し、定期報告等の各種報告ボタンが表示されます。 ⇒ ユーザアカウント発行申請は不要ですので、既存アカウントで医療機能情報の報告をお願いします。 ●医療機能情報の報告権限が付与されていない場合(報告権限無しの場合)は、G-MISログイン後、ホーム画面の「医療機能情報提供制度」ボタンを押下すると、「報告を開始する権限が付与されていないため、医療機能情報提供制度はご利用いただけません」といった権限無しの旨のメッセージが表示されます。 ⇒ G-MISによる報告を希望する場合は、ユーザアカウント発行申請が必要です。
4	【申請時】新規ユーザ登録申請フォームの申請 項目のうち 機関コード、保険機関コードが分か らない。	機関コードは空欄のまま申請いただいて構いません。 保険機関コードは、都道府県番号(2桁)+点数表番号(1桁)+医療機関番号(7桁)の計10桁で構成されます。 都道府県番号は福島県の場合【07】、点数表番号は【医科1、歯科3、助産所0】、医療機関番号は東北厚生局から指定 を受けている番号(診療報酬請求等に使用)です。 例)医療機関番号が「1234567」である福島県内の歯科診療所→保険機関コードは <u>0731234567</u>
5	【申請時】新規ユーザ登録申請フォームの申請 項目のうち郵便番号検索で所在地がヒットしな い。	 G-MISの新規ユーザ登録申請画面では、入力された郵便番号を基に住所の存在確認を行っています。 その際、日本郵便株式会社が公開する郵便番号データを参照していますが、郵便番号として大口事業所個別番号が入力された場合に、以下の理由でエラーとなるケースがあります。 大口事業所個別番号の割り振りを受けている事業所が日本郵便(株)に対し、インターネットへの掲載を希望しない旨を指定していた場合 大口事業所個別番号の割り振りを申請したばかりで、日本郵便(株)が公開する郵便番号データに反映されていない場合上記のケースに該当する場合は、「指定された郵便番号から住所が見つからない」旨のエラーメッセージが表示されますので、お心当たりがある場合には、大口事業所個別番号に代え、住所地に割り振られている郵便番号を入力願います。
6	【申請時】新規ユーザ登録申請フォームの各申 請項目に何を入力すればよいか分からない。 (担当部署名や担当部署電話番号などに該 当するものがない等)	画面上の各入力項目の「ヘルプ」(?ボタン)を押下し確認をお願いします。

3

よくある質問(FAQ)

G-MISユーザアカウントの発行申請に関する事項

No.	質問	
7	【申請後】ユーザアカウント発行申請を行ったとこ ろ却下メールが届いたが、受理されなかったのか。	福島県(保健所)において申請内容を確認し、重複申請が認められる場合などに却下されることがあります。 却下をお知らせするメール本文に理由が記載されていますのでご確認願います。
8	【申請後】ユーザアカウント発行申請後に、医療 機関情報に変更が生じたが、何か手続きは必 要か。 (機関名称、所在地、医療機関番号など)	 ユーザ情報(担当者氏名、電話番号、メールアドレス等)については、G-MISにログイン後、「ユーザ基礎情報登録」ボタンを押下し、修正が可能です。 修正方法の詳細については「G-MIS操作マニュアル_ログイン」の「2-5. ユーザ基礎情報のメンテナンス」をご確認ください。 ★G-MIS各種操作マニュアル掲載場所 https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045c/iryoukinou-gmis-manual.html その他の医療機関の情報については、1月から3月にかけて実施する定期報告又は随時報告において修正をお願いします。
9	【申請後】 令和5年6月末まで にユーザアカウン ト発行申請を行ったが、いつ発行されるのか。	 アカウントが新規発行される場合、申請いただいたメールアドレス宛て、令和5年11月6日(月)に発行通知メールが送付されています。 既存(発行済み)アカウントが採用される場合、申請いただいたメールアドレス宛て、令和5年11月6日(月)に既存(発行済み)アカウントが存在することをお知らせするメールが送付されています。 メールが届かない場合等は、本書(よくある質問)の4 G-MISログインに関する事項や「アカウント発行に関するトラブル対処方法」をご確認ください。 「アカウント発行に関するトラブル対処方法」 https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045c/iryoukinou-gmis.html#trouble
10	【申請後】 令和5年11月13日以降 にユーザア カウント発行申請を行ったが、今後の流れが知り たい。	 ●アカウントが新規発行される場合 ※メール送信元:G-MIS事務局〈info@g-mis.net〉 ・申請してから概ね2週間前後で(G-MIS事務局における発行準備が完了次第)、①事前連絡メール(件名:【厚生労働省G-MIS事務局】G-MISアカウント発行にかかる事前のご連絡)が送付されます。 ・上記メール①配信の翌日以降に、②利用案内メール(件名:【厚生労働省G-MIS事務局】G-MISログインIDのお知らせ及びパスワード設定のご依頼)が送付されますので、メール記載のURLにアクセスし、パスワード設定を行ってください。 ●既存アカウントが採用される場合 ※メール送信元:G-MIS事務局〈info@g-mis.net〉
		 ・申請してから概ね2週間前後で、メール件名「【厚生労働省G-MIS事務局】報告機関内でのG-MISご利用者の確認依頼」が送付されますので、既存アカウントにより医療機能情報の報告を実施してください(メール①②は送付されません)。 ●【ご注意ください】申請時点で、医療機能情報の報告権限を有するアカウントをすでにお持ちの場合は、上記いずれのメールも送付されませんので、既存アカウントの報告権限付与状況(No.3回答参照)についてご確認をお願いします。
11	必ずユーザアカウント発行申請をしなくてはなら ないのか。	医療機能情報の報告についてはG-MISによるオンライン報告を推奨しております。オンライン報告を希望する場合は、必ずアカウント発行申請をお願いします。 紙調査票による報告(郵送された紙調査票を手書き修正し郵便にて返送する)を希望する場合は、アカウント発行申請は 不要です。アカウントを発行しない場合は、定期報告に際し、これまで同様、紙調査票が送付されますので、手書き修正の上、 郵送にてご返送願います(切手代など郵送に係る費用について御負担をお願いします)。

よくある質問 (FAQ)

医療機能情報提供制度

4 G-MISログインに関する事項

No.	質問	
1	G-MISユーザアカウント発行時に通知される メール(G-MIS利用案内メール)を紛失した。 ログインに必要なユーザ名(ログインID)、パ スワード設定用URL等が記載されていたよう だが、再送してほしい。	G-MIS利用案内メールは再送できません。大変恐れ入りますが、福島県地域医療課宛てユーザ名(ログインID)をお問 合せいただき、パスワードのリセット(※)を実施願います。 (※) パスワードのリセット方法 ①G-MISログインページにアクセス ▶G-MISログインページ <u>https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/</u> ②G-MISログイン画面で「パスワードをお忘れですか?」のリンクを押下し、パスワードを設定(リンク押下後、ユーザ名を入力 する画面に遷移) ⇒ 作業の詳細は「G-MIS操作マニュアル_ログイン」の「2-4. パスワードの再設定」をご確認ください。 ★G-MIS各種操作マニュアル掲載場所 https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045c/iryoukinou-gmis-manual.html
2	ユーザ名(ログインID)が分からない。	G-MIS利用案内メールは再送できません。大変恐れ入りますが、福島県地域医療課宛てユーザ名(ログインID)をお問 合せ願います。
3	パスワードが分からない。	 パスワードのリセット(※)を実施願います。 (※) パスワードのリセット方法 ①G-MISログインページにアクセス ►G-MISログインページ <u>https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/</u> ②G-MISログイン画面で「パスワードをお忘れですか?」のリンクを押下し、パスワードを設定(リンク押下後、ユーザ名を入力 する画面に遷移) ⇒ 作業の詳細は「G-MIS操作マニュアル_ログイン」の「2-4. パスワードの再設定」をご確認ください。 ★G-MIS各種操作マニュアル掲載場所 <u>https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045c/iryoukinou-gmis-manual.html</u>
4	パスワードのリセットを行うため、G-MISログイ ン画面の「パスワードをお忘れですか?」を押下 し、ユーザ名を入力の上、「パスワードリセット」 ボタンを押下したが、案内メールが届かない。	次のケースに該当するかご確認いただき、ご対応願います。 ①メールボックスの空き容量が不足している⇒メールサーバ上でメールが保管されている場合には、メールボックスの空き容量を 確保した後、メールサーバからメールが再送されます。 ②「迷惑メールフォルダ」に当該メールが格納されている⇒メールを「受信トレイ」など安全なフォルダに移動していただき、送信元 メールアドレス(info@g-mis.net)を「安全なアドレス」として設定してください。 ③G-MISに登録しているメールアドレスが想定されているものと異なっている⇒複数のメールアドレスをお持ちの場合は、別の アドレスのメールボックスの受信状況をお確かめください。※登録しているメールアドレスが不明の場合は福島県地域医療課宛て お問合せください。 ④ユーザ名入力時、全角入力になっている、スペースが入っている等⇒半角英数字にて再度入力し「パスワードリセット」ボタン を押下願います。※ユーザ名が不明の場合は福島県地域医療課宛てお問合せください。

4 G-MISログインに関する事項

No.	質問	
5	G-MISにアクセスしたところ「このサイトにアクセス できません」というメッセージが出た。	次のケースに該当するかご確認いただき、ご対応願います。 ①ブラウザのキャッシュが溜まっている・・・ブラウザの「キャッシュクリア」を実施願います。 ②サイトにフィルターがかかっている・・・G-MISウェブサイト(<u>https://www.g-mis.mhlw.go.jp/</u>)をアクセス可能としていた だくよう(ホワイトリストに入れていただくよう)、貴機関の情報システム管理者に対しご依頼願います。 ③サーバーがメンテナンス中などで利用できない状態にある・・・しばらくお待ちいただいてからアクセスいただくようお願いします。
6	シングルサインオンのエラーが表示されてログイン できない。	G-MISのサイトURLをお気に入り登録いただいている場合等に発生しやすいエラーです。 「 <u>https://www.med-login.mhlw.go.jp/</u> 」にアクセスし、再度ログインをお試しください。 ※G-MISのサイトURLをお気に入り登録する際は、下記URLをご登録願います。 <u>https://www.med-login.mhlw.go.jp/</u>
7	G-MISログイン画面で「ログイン」ボタンを押下後、 接続先選択画面にて「G-MIS」を選択しても 「ホーム画面」に遷移しない。	ブラウザのポップアップブロックが原因となっている可能性があります。ポップアップブロックを解除いただくなど、ブラウザの設定をご確認 ください。 ブラウザによってポップアップブロックの解除方法が異なります。 ■ Microsoft Edge:【…】から「設定」を選び、「プライバシーとセキュリティー」で「ポップアップをブロックする」のチェックを外します。 ■ Internet Explorer 10:歯車の形をしたボタンから「インターネットオプション」を選び、「プライバシー」タブで「ポップアップブロッ クを有効にする」のチェックを外します。 ■ Internet Explorer 8 または 9:「ツール」から「ポップアップブロックを無効にする」をクリックします。 ■ Google Chrome:メニューアイコンから「設定」を選び、「コンテンツの設定」で「ポップアップのブロック」のスイッチをオン・オフに 切り替えます。

よくある質問(FAQ)

4 G-MISログインに関する事項

No.	質問	
8	G-MISユーザアカウント発行時に通知されるメー ル(G-MIS利用案内メール)に記載されてい るパスワード初期設定用URLをクリックしても、 G-MISパスワード初期設定画面が表示されず、 通常のG-MISログイン画面が表示される。	G-MIS利用案内メールに記載の「システムをご利用するには」に続くURLをクリックすると、パスワードの初期設定画面が表示されますが、初回アクセス時にもかかわらずログイン画面が表示されるといった現象が発生する場合は、以下のケースが考えられます。 ーケース1 登録されているメールアドレスが、グループアドレスなど複数人が受け取れるアドレスの場合、すでに他の方により、パスワードが初期設定されていることが考えられます。 このような場合、「システムをご利用するには」に続くURLをクリックした場合には、パスワードを設定した覚えがないにもかかわらず、 初回アクセス時にログイン画面が表示されるといった現象が発生します。 他の方により初期設定がされていないか今一度ご確認をお願いします。 ーケース2 メールを受信した端末の設定や環境によっては、メール本文上でURLが途中でリンクから切れてしまっている可能性があります。 リンクが途中で切れてしまっている状態でメール本文のリンクを押すと、ログイン画面が表示されます。 この場合は、メール本文のURLまででよった。
		 との場合は、メール本文のURLすべてをコピーしブラウザに貼りつける際に、別のブラウザを利用することもお試しください。) 上記で解決しない場合は、「パスワードのリセット(※)」を行うようお願いします。 (※) パスワードのリセット方法 ①G-MISログインページにアクセス ▶G-MISログインページ <u>https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/</u> ②G-MISログインージにアクセス ▶G-MISログインページ <u>https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/</u> ③G-MISログイン画面で「パスワードをお忘れですか?」のリンクを押下し、パスワードを設定(リンク押下後、ユーザ名を入力 する画面に遷移) ⇒ 作業の詳細は「G-MIS操作マニュアル_ログイン」の「2-4. パスワードの再設定」をご確認ください。 ★G-MIS各種操作マニュアル掲載場所 <u>https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045c/iryoukinou-gmis-manual.html</u>

5

定期報告、新規報告に関する事項

よくある質問(FAQ)

No.	質問	回答
1	G-MISユーザアカウント発行時に通知される メール (G-MIS利用案内メール)を紛失した。 ログインに必要なユーザ名 (ログインID) 、パ スワード設定用URL等が記載されていたよう だが、再送してほしい。 (4 No.1再掲)	 G-MIS利用案内メールは再送できません。大変恐れ入りますが、福島県地域医療課宛てユーザ名(ログインID)をお問 合せいただき、パスワードのリセット(※)を実施願います。 (※) パスワードのリセット方法 ①G-MISログインページにアクセス ▶G-MISログインページ <u>https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/</u> ②G-MISログイン画面で「パスワードをお忘れですか?」のリンクを押下し、パスワードを設定(リンク押下後、ユーザ名を入力 する画面に遷移) 作業の詳細は「G-MIS操作マニュアル」ログイン」の「2-4. パスワードの再設定」をご確認ください。 ★G-MIS各種操作マニュアル掲載場所 https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045c/iryoukinou-gmis-manual.html
2	G-MISにログイン後、「医療機能情報提供制 度」ボタンを押し、「医療機能情報提供制度 ホーム画面」を表示したが、定期報告ボタンが押 せない。	定期報告期間中のみ定期報告ボタンが押下可能になります。 定期報告期間(開始日・終了日)は都道府県ごとに異なります。 福島県では、令和5年度定期報告について令和6年1月29日(月)〜2月29日(木)3月19日(火)にかけて実施し ます。 ※新規報告ボタンのみ押下可能となる場合は、下記No.4を御確認ください。
3	(上記No.2関連)「医療機能情報提供制 度 ホーム画面」で「随時」報告ボタンが押せる が、このボタンを押して報告すればよいか。	令和5年度定期報告に当たり、「随時」報告ボタンは押下しないでください。随時報告は、定期報告以外のタイミングで報告事 項を修正する場合に実施いただくものであり、今回随時報告のみ実施しても「医療情報ネット」に掲載されませんので、必ず「定 期」報告ボタンを押下して報告してください。
4	G-MISにログイン後、「医療機能情報提供制 度」ボタンを押し、「医療機能情報提供制度 ホーム画面」を表示したところ、新規報告ボタン は押せるが、定期報告ボタンが押せない。	新規報告ボタンのみ押下可能(定期報告ボタン押下不可)である機関は、令和5年5月末時点の「ふくしま医療情報ネット」 未登録機関であるため、新規報告を実施願います。 定期報告期間内に新規報告を実施した場合、新規報告完了後に定期報告ボタンが押下可能となりますが、続けて定期報告 を行う必要はありません(新規報告を実施することで「医療情報ネット」に情報が掲載されます)。
5	令和5年度定期報告を報告期限までに実施し ないと、令和6年4月から稼働する「医療情報 ネット」上で自機関の情報は公表されないのか。	ご認識のとおり、報告期限までにG-MISで初回定期報告を実施しない場合、「医療情報ネット」に報告情報が掲載されませんので、定期報告の終了日(福島県の場合、令和6年2月29日(木)-3月19日(火))までに必ず報告願います。 ※ただし、上記No.4のとおり、令和5年5月末時点で「ふくしま医療情報ネット」に登録されていなかった機関におかれましては、新規報告を行うことにより「医療情報ネット」に情報が掲載されます。
6	定期報告ではなく「随時」報告を実施してし まった。	「医療機能情報提供制度 ホーム画面」で表示される各種ボタンのうち 「報告取消」ボタンを押下し報告情報を取消 願います。 なお、 報告中・報告済の報告情報は復元不可 ですので御留意ください。 ⇒ 作業の詳細は「G-MIS操作マニュアル_ 定期報告 」の「3-4.報告取消ボタン」をご確認ください。 ★G-MIS各種操作マニュアル掲載場所 <u>https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045c/iryoukinou-gmis-manual.html</u>

よくある質問(FAQ)

